

第565回: 王城の騒擾

10年くらいむかしのことだが、ボクの書いた講演会原稿を、某支店長が「中国のキョウセイショウは、古都西安を擁する王城の地で…」と堂々と読むのを客席で聞き、フリガナを振らなかったことをハゲシク後悔したことがある。

中国の首都北京から、南西900キロの地にある西安市。この西安を省都とする面積20万平方キロ、人口4千万人の陝西省(シャンシーション)は習近平主席の出身地だが、日本語では「センセイショウ」と読む。

「陝」が任侠の「俠」に似ているからか「キョウ」と読む人が多く、陝隘(きょうあい)の「陝」と勘違いする人はまだマシだ。件の支店長が任侠の俠と間違えたか、別字である(入入と、人人)陝隘の陝と勘違いしたかは聞き洩らした。そういえば長安(西安)に都を定めた漢の高祖劉邦は若い頃に遊侠の徒だったような…。

その陝西省で複雑怪奇な政治騒動が一年越して続いている。客歳1月16日付の本コラム、「第492回: 最高裁を巡るスキャンダル」にも書いたが、どうやら以下の2つの事件が絡み合っているらしい。

事件① 2019年1月15日、党中央指導部は陝西省のトップ(党委書記)を12年から16年までの4年間務めた趙正永を「重大な規律違反の疑いで取り調べている」と発表した。

この発表に先立つ数日前から中国中央テレビが「省都西安市の秦嶺国立公園に多くの別荘が建設されたが、現在はすべて取り壊された」と、意味深な報道を行っており、趙正永の失脚と違法建築の間に関係があることがほぼ確実となった。

事件② 香港紙明報は2019年1月16日、最高人民法院(=最高裁)の周強院長が「陝西省の炭鉱開発権を巡り開発業者が省政府を訴えた訴訟の判決に不正に介入した」とのウワサの背後に趙正永の関与が取り沙汰されていると報じた。

事件の舞台は、事件①と同じ榆林市で、中国有数の巨大炭鉱地帯でもある。

報道によると省政府と開発業者は03年に同市の炭鉱事業に関する契約を締結したが、後に開発現場で予想を大きく超える埋蔵量が確認されるや、省政府が契約の一方的な見直しを決めたため、開発業者は06年に省政府を提訴した。

その結果業者が勝訴したが、省政府は判決を不服として最高人民法院に上告した。

この上告事案を担当した判事が、「昨年12月以降、最高法院の周強院長が、省政府に有利な判決に書き換えるよう指示した」と告発する動画をネット上に公開し大政治問題となった。

最終的に中国の司法当局は「担当裁判官による虚偽の告発だった」と認定し、告発騒動は一件落ち着いた。

趙正永(68歳)は習近平政権が誕生した2012年に陝西省トップに就任し、5年後の第2次習政権で中国最高指導部=政治局(現在25名)入りを狙っていた大物政治家だったが、上記スキャンダルの影響もあったのか16年に省トップを辞任、その後は活動の場を全人代に移していた。

彼の陝西省の前任者は、習近平氏の実父・故習仲勳の墓地を大陵墓に改造した功績が認められ、中央委員から中共中央政治局委員(組織部長)、そして中共中央政治局常務委員に破格の出世を遂げたと海外から揶揄する声もある趙樂際氏。

組織部長とは泣く子も黙る党の「人事部長」、つまり中国の人事部長であり、彼が後任の陝西省トップに、凡庸な人物や、政敵の手合いを推挙するわけがない…後になって自分の陝西省時代のスキャンダルなど

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

を暴かれたら、えらいことになるからね。

趙楽際はいま 63 歳。最も若いチャイナセブン(最高指導部)として、中国共産党の汚職摘発機関＝中央規律検査委員会(規検委)のトップ(書記)を務めている。党内の序列は 7 人中の第 6 位だが、習政権発足後「トラもハエも退治する」腐敗汚職キャンペーンを指導してきた規検委トップの権限は首相に匹敵する。

2 人の趙さんの関係が良好だったのは間違いなく、そのせいか 1 年前に始まった趙正永事案はいつまで経っても結論が出ず、本年 1 月 4 日、規検委はやっと趙正永が、「党中央の決定や手配を重視しなかった」などとして党籍剥奪処分にする」と発表した。

彼が一年越しで取り調べを受けてきた容疑は、規律違反と法律違反だが、規検委の公式発表を仔細に読むと、主が「規律違反」、従が「法律違反」の印象だ。

翻訳すると【趙正永は、初志を放擲し、党への忠誠・敬意を尽くさず、「四つの意識」、「二つの維持」という政治責任を履行せず、党の政策を重視せず、政治責任を負わず、面従腹背、勝手気ままに振る舞い・・・】と、彼の不誠実な職務態度がまず批判され、後段に入ってやっと「收受礼品、礼金、濫権妄為・・・」と刑法違反の容疑が並び出すといった奇妙なロジックとなっている。

彼を糾弾したければ、贈賄・収賄・偽造・背任等の法律違反を前面に押し出すのが最も手っ取り早いのは・・・態度が悪いとか、気ままな振る舞いと云っても、少し説得力に欠けると思うのだけど。

中央テレビによると、習近平国家主席は趙正永が省トップだった 14 年以降、省内国立公園内に建てられた違法建築別荘を取り締まるよう実に 6 回にわたって指示したが、陝西省政府は 18 年まで本格的な対応をとらなかったそう。

いまや「人民の領袖」に崇め奉られている習主席の「最高指示」を無視するとは、陝西省もいい度胸だが、遂に主席が激怒して今回の処分に繋がった模様だ。要は態度が悪いと因縁をつけられ「叩けばいくらでも埃が立つ」中国の政治風土の中で、収賄などの刑法違反は、後付けの喰いタンありだから何とでもなる。

明報の報道によると、豪華別荘の多くは、趙楽際が陝西省党委書記だった 07～12 年に建てられたことから、陝西省政府は習近平主席と趙楽際規検委書記の間で板挟み状態に置かれ、小松内大臣平重盛ではないが「習に忠ならんと欲すれば趙に孝ならず、逆も然りの Vice versa」と嘆いたことだろう。

「習主席が 6 回にわたって指示したが、シカトされ云々」に主席のプチ切れた様子が目に浮かぶようだ。趙楽際は今回習主席の命令で元部下の趙正永を処分せざるを得なくなったとみられるが、党関係者の間で囁かれている習国家主席と趙規検委書記の不仲説は本当だろう。ちょっとした笑い話だが、ひょっとすると大きな政治事件となる可能性もある。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2020 年(令和 2 年)1 月 9 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。